

No.	質問	回答																																												
1	「全国旅行支援事業」とは何ですか。	「全国を対象とした観光需要喚起策」のことです。 国が地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として補助対象事業者である都道府県に国の財政支援をし、都道府県が実施する事業です。																																												
2	くまもと再発見の旅キャンペーン(全国版)の実施期間はいつからいつまでですか	【事業期間】 ◆宿泊サービスおよび宿泊を伴う旅行商品 令和4年10月11日(火) 宿泊～同年12月20日(火) ※令和4年12月21日のチェックアウト分 (地域限定クーポンの有効期限は宿泊施設のチェックイン日からチェックアウト日まで) ◆日帰り旅行商品 令和4年10月11日(火)～同年12月20日(火) (地域限定クーポンの有効期限は日帰り旅行当日のみ)  ※予算がなくなり次第、終了となりますのでお申込みの宿泊施設、旅行会社へ利用可否をお問い合わせください。																																												
3	具体的にはどのような事業ですか	旅行代金・宿泊料金の割引に対する支援と県内で利用できる地域限定クーポン(くまもと再発見の旅クーポン)の配付支援の2つが一体となった事業です。 <table border="1" data-bbox="884 658 1934 869"> <thead> <tr> <th>支援率</th> <th colspan="2">40%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援金上限 (1人1泊あたり)</td> <td>交通付宿泊旅行商品</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宿泊商品</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">くまもと再発見の旅クーポン (1人1泊あたり)</td> <td>平日</td> <td>3,000円(1,000円×3枚)</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1,000円(1,000円×1枚)</td> </tr> </tbody> </table> ※最低販売価格 平日5,000円・休日2,000円  ※支援金が販売代金を上回る金額を最低販売価格といいます。具体的には平日5,000円、休日2,000円になります。最低販売価格を下回る宿泊・旅行商品等は支援対象外になります。※日帰り旅行における休日とは土曜日、日曜日、又は祝日です。平日とは休日以外です。宿泊・宿泊を伴う旅行商品における休日とは宿泊日とその翌日が両日とも土曜日、日曜日、又は祝日である場合です。平日とは休日以外です。※年末年始は支援対象外の予定です。 <table border="1" data-bbox="1073 1080 1656 1210"> <thead> <tr> <th></th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水 (祝)</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> <tr> <td>日帰</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> </tbody> </table>	支援率	40%		支援金上限 (1人1泊あたり)	交通付宿泊旅行商品	8,000円		宿泊商品	5,000円	くまもと再発見の旅クーポン (1人1泊あたり)	平日	3,000円(1,000円×3枚)	休日	1,000円(1,000円×1枚)		金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土	宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日
支援率	40%																																													
支援金上限 (1人1泊あたり)	交通付宿泊旅行商品	8,000円																																												
	宿泊商品	5,000円																																												
くまもと再発見の旅クーポン (1人1泊あたり)	平日	3,000円(1,000円×3枚)																																												
	休日	1,000円(1,000円×1枚)																																												
	金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土																																					
宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日																																					
日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日																																					
4	誰が支援を利用できますか	外国人を含め日本在住者です。 ※身分証明書原本で本人と居住地の確認をします。 ※海外在住で一時帰国中の日本人で現在国内での居住実態がない人は対象外です。																																												
5	くまもと再発見の旅(全国版)キャンペーンのコールセンターの電話番号	くまもと再発見の旅(全国版)キャンペーン事務局です。 TEL096-311-5588(9:00～17:00)																																												
6	全国旅行支援は、GoToトラベルや県民割とは異なる事業なのですか。	全国旅行支援は、GoToトラベル事業、県民割事業とは別事業と国から発表されています。国からの発表を一部抜粋しますと、次の通りです。『国の支援事業として、全国から旅行者を受け入れる都道府県を対象とし、支援水準を全国一律とすることに加え、新たな支援メニューを用意するものです。従来のいわゆる県民割を全国に拡大するものではなく、全国を対象とした新たな需要喚起策になります。』各事業の詳細は、国から発表された内容にてご確認ください。																																												
7	くまもと再発見の旅(全国版)キャンペーンの対象となる旅行商品、宿泊サービスの購入方法は?	「くまもと再発見の旅(全国版)キャンペーン」「全国旅行支援」の明示のあるものを ①全国旅行支援事業参画の全国の旅行代理店・OTA(ネット専門旅行会社)で予約・購入した商品 ②くまもと再発見の旅(全国版)キャンペーンに参画の宿泊施設に直接予約した宿泊サービス ※利用代金が平日5,000円、休日2,000円未満の場合は対象外です。																																												
8	旅行期間の一部に、本事業の対象外期間が含まれている場合は支援の対象になりますか。	都道府県をまたがる旅行の期間中に他都道府県の定める対象期間外が含まれている場合は、県内旅行部分の旅行代金が明確な場合、その金額を基準とした支援の対象となります。また県内旅行の期間中に県の定める対象期間外が含まれている場合も同様に対象期間内の旅行代金が明確な場合、その金額を基準とした支援の対象となります。																																												
9	既存予約は支援の対象ですか。	令和4年10月11日以降に発売されるくまもと再発見の旅(全国版)キャンペーン「全国旅行支援」の明示のある対象の商品です。ただし、本事業開始日(10月11日)までになされた予約について、宿泊事業者・旅行事業者等と利用者との間で割引額及び割引前後の価格を明示した上で当該割引支援を受けることで双方が合意した場合においては支援対象となります。																																												
10	本人・居住地確認は必要ですか。	本人・居住地確認が必ず必要になります。 日帰り旅行の場合、添乗員または旅行事業者が定める係員等により旅行当日の集合時から出発までに本人・居住地確認書類の提示をいただきます。																																												
11	本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	本人・居住地が確認できる下記の公的身分証明書(原本)を提示していただきます ・運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 健康保険等被保険者証 ※公共料金の請求書等は、確認できる書類にあたりません。 ただし上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つまたは①と②の組み合わせであれば可とする。 ①介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給などの証書等 ②学生証 会社の身分証明書 公の機関が発行した資格証明書等																																												
12	子どもの本人確認はどのように確認するか	住民票、マイナンバーカード、健康保険証、母子手帳などで確認します。																																												
13	日本在住の外国人の場合、の本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	外国人における本人・居住地確認のための書類は次のとおりです。・在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限りません。)在留管理制度の対象とならない次に該当する方は、次の書類にて確認を行います。【在日米軍(軍の構成員)】・軍発行の身分証明書【在日米軍(軍属と軍構成員の家族)】・アメリカ政府発給のパスポート【外交官】・外交旅券または公用旅券・駐日外国公館に勤務する外交官等に対して発行可能な「住居証明書」等																																												
14	宿泊・旅行申込は旧姓で予約しましたが、当日の本人確認書類が新姓である場合はどうすればいいですか。	新姓・旧姓の確認書類が揃う場合は支援の対象となります。(例 戸籍謄本など)																																												
15	利用者が当日、本人・居住地・ワクチン予防接種済証明等の確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	後日送付などでの提示は認められないことから、支援の対象となりません。																																												

16	利用要件であるワクチン接種やPCR検査等の詳細を教えてください。	<p>出発日時時点でワクチン3回接種済または医療機関や薬局等が発行したPCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査の検査結果通知書が必要です。  (市販の検査キットを使用して簡易的に検査したものは利用できません。)</p> <p>※ワクチン3回接種後の経過期間は設けていません。  ※PCR検査・抗原定量検査:旅行・宿泊開始日の前日から起算して3日以内に検査結果が陰性であること  ※抗原定性検査:旅行・宿泊開始日の当日もしくは前日に検査結果が陰性であること  ※検査結果の記載事項:(1)受検者氏名、(2)検査結果、(3)検査方法、(4)検査所名、(5)検体採取日、(6)検査管理者氏名、(7)有効期限  ※同居する親等が同伴することを条件に12歳未満は検査  ※自費検査を提供する検査機関の一覧については、下記HPよりご確認ください。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000972007.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000972007.pdf</a></p>
17	割引支援を受けるために必要なワクチン接種3回完了済の証明書とはどのようなものですか。	<p>実施日時時点でワクチンの3回接種済が確認できる接種済証(アプリでも可) 接種記録書、市町村発行の証明書になります。4回目の接種券は3回分接種の記載、本人名があれば3回接種の証明になります。①ワクチン3回接種済証②ワクチン接種証明書(市町村発行・デジタル庁アプリ)③接種記録書(医療従事者等)</p>
18	海外で3回ワクチン接種を受けて日本に帰国しました。同様の支援を受けることができますか?	<p>日本で承認されているワクチン4種類等の有効なワクチンを3回接種済であれば支援を受けることができます。3回目の接種が終了したことが明確にわかるものをご提示ください。本人名、3回の接種日、ワクチン名など一定記載事項が必要です。なお、有効なワクチンの種類は下記HPよりご確認ください。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000997372.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000997372.pdf</a></p>
19	PCR検査・抗原定量検査の場合、支援を受けることができますか。	<p>実施日の前日から起算して3日前以降に検体採取された陰性結果を有効とします。なお、陰性結果通知書に必要な記載事項は①受検者氏名 ②検査結果 ③検査方法 ④検査所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名⑦有効期限 になります。</p>
20	抗原定性検査の場合、支援を受けることができますか。	<p>実施日の当日又は前日の検体採取された陰性結果を有効とします。尚、陰性結果通知書に必要な記載事項は ①受検者氏名 ②検査結果③検査キット名 ④検査事業所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限 になります。</p>
21	申込時にワクチン接種証明書等が無ければ受付、予約できませんか。	<p>できます。実施日までに新型コロナウイルスワクチン接種を3回完了していただくことが条件です。  旅行会社でお申し込みの際は原則クーポンをお渡しの際等出発までにご提示ください。宿泊施設にご予約の場合はチェックインの際に掲示ください。当日までに確認できなかった場合は理由の如何を問わず支援の対象となりません。その際の支援金額やキャンセル料の補填はございません。</p>
22	グループ内の1人が当日ワクチン接種済証を忘れてしまいました。支援はどうなりますか。	<p>その本人のみが対象外になります。旅行会社においてお申し込みの場合、支援金の返還をしていただく必要がございます。</p>
23	県をまたぐ旅行や異なる施設の宿泊の場合それぞれに有効な陰性結果通知書を提示する必要がありますか。	<p>利用開始日の確認できる書類と利用開始日に有効であった陰性結果通知書を一緒に提示していただくことで2泊目以降も支援の対象になります。※陰性結果通知書等は利用し開始日において有効期限が過ぎていないことが必要です。</p>
24	利用日当日に新型コロナウイルス感染症の陽性となり、キャンセルとなりました。取消料についてはどのように対応すればよいですか。	<p>取消料については各宿泊・旅行事業者の規定に沿ってご対応ください。キャンセルが行われた宿泊・旅行商品については、支援の対象外となります。感染を理由とした特例はありません。</p>
25	利用者が宿泊・旅行中に新型コロナの陽性となりましたが、どう対応すればよいですか。	<p>管轄の保健所等の定めに従った行動を利用者に案内してください。</p>
26	支援金算出の基となる宿泊・旅行代金等は税込価格ですか、税抜価格ですか。	<p>税込価格になります。</p>
27	入湯税や宿泊税などは含めることができますか。	<p>含めることができます。</p>
28	同一人が複数回利用することは可能ですか。	<p>複数回利用しても構いません。  予算がなくなり次第、終了となりますのでお申し込みの宿泊施設、旅行会社へ利用可否をお問い合わせください。</p>
29	連泊は支援の対象ですか。	<p>7泊まで対象となります。</p>
30	支援金の対象外となる場合の対応について教えてください。	<p>宿泊・旅行事業者は利用者から支援金を返還いただく必要があるため、当該旅行者に対し、支援相当額をお支払いいただくよう求めています。旅クーポンを宿泊・旅行事業者にて事前に配付した場合は、当該事業者から利用者へくまもと再発見の旅クーポン返還を求めます。</p>
31	会社の親睦旅行や研修旅行は支援の対象ですか。	<p>支援の対象です。</p>
32	会社の出張の宿泊は支援の対象ですか。	<p>支援の対象です。ただし、公費を利用した出張は対象外です。</p>
33	修学旅行等は支援の対象ですか。	<p>支援の対象です。  ※引率教職員や同行するカメラマン等の適用可否についてはお申し込みの旅行会社へお問い合わせください。</p>
34	自身で手配した宿泊予約と、旅行会社で申し込む旅行商品とを合わせて支援金申請することはできますか。	<p>旅行者が自身で手配した宿泊予約を申請することはできません。支援金申請は旅行会社・宿泊施設毎に行うため、合算して申請することはできません。(例)旅行者が宿泊施設直販の宿泊(1泊)をウェブ予約、旅行会社で宿泊(1泊)+交通付の旅行商品を申込み合わせて2泊3日の「宿泊を伴う旅行商品(交通付)」として申請することは出来ません。上記の場合、宿泊単品(上限5,000円)は宿泊事業者より申請、宿泊+交通付(上限8,000円)は旅行会社より申請します。</p>
35	都合により途中離団した場合、支援金の申請はどのようになるのですか。	<p>予約があり宿泊・旅行代金が支払われていても、実際には参加・宿泊せず権利放棄された宿泊・旅行に関しては、支援の対象外です。権利放棄をするなど宿泊・旅行の全行程を参加していない場合は、支援金の交付対象外です。</p>
36	旅行者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も、支援の対象となるのですか。	<p>支援の対象外です。商品に事前に含まれている物品・サービスが支援の対象となります。(例)1泊朝食付き宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞時に夕食を追加で注文した場合朝食代金を含めた宿泊料金は支援の対象です。×現地で追加した夕食代金は支援対象外です。なお、「商品に事前に含まれている物品・サービス」「現地で追加した物品・サービス」どちらも合わせて宿泊施設のチェックアウト時に支払う場合であっても、支援金対象となるか否かの考え方は同一となります。</p>
37	個人で手配した旅行サービスは、支援の対象となるのですか。	<p>支援の対象外です。事前に参画事業者へ予約・支払いした商品に含まれているものが支援の対象となります。  (例)×旅行目的地でのタクシーを旅行者が個人で手配  ○事前に旅行会社へ予約・支払いした商品に含まれたタクシー観光</p>
38	自家用車で往復する場合、高速道路料金やガソリン代は旅行代金に含めてよいですか。	<p>高速道路料金やガソリン代など、旅行者が自ら旅行先で支払うものを旅行代金に含むことは出来ません。</p>

39	カラオケの利用を含んだ宿泊・旅行商品は支援の対象になりますか。	対象となります。
40	「交通付」の定義を教えてください。	「交通付」とは場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス(日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス)を指します。そのため、高速道路料金や、自らが運転する自家用車やレンタカーは運送サービスには該当しません。※距離・乗車時間など細かな取り決めがございますのでお申し込み・最寄りの旅行会社にお問い合わせください。
41	「日帰り旅行」とはどのようなものですか	旅行会社を通して予約をした交通付きの旅行商品になります。
42	小学校の遠足は、日帰り旅行商品の支援対象となりますか。	日帰り旅行の要件を満たしていれば対象となります。入場無料の施設である場合は対象外となりますが、通常(個人利用の場合)は料金が発生するものの、教育旅行団体による申請に限り入場料が無料となる料金体系をとる入場施設等の場合は、例外とし認めます。
43	感染状況によりキャンペーン開始後に一時停止になることはありますか。	熊本県内及び他県の感染状況を踏まえ、事業を一時停止する場合がございます。
44	地域限定クーポンは、どこで利用できるか。	「くまもと再発見の旅」地域限定クーポンの特設サイト内で、利用できる施設一覧を案内しております。 (URL: <a href="https://kumamoto-coupon.jp/shop">https://kumamoto-coupon.jp/shop</a> ) なお、クーポン券の利用は、熊本県内に限ります。
45	地域限定クーポンは、どこで配付されますか。	宿泊を伴う旅行の場合は宿泊施設においてチェックイン時に配付されます。日帰り旅行は予約した旅行事業者で当日の配付となります。
46	お釣りは出ますか。	お釣りは出ません。必ず1枚につき1,000円以上(税込)の購入に利用してください。
47	旅行者の感染防止対策について	旅行の前に、ホームページに載せている「宿泊旅行時の感染リスクを下げる4つのステップ」や「新しい旅のエチケット」を必ず確認してください。また、旅行者の皆様には、感染防止対策の徹底について、宿泊料金割引申請書裏面の宣言書に記載のある項目を確認していただきます。
48	宿泊施設の感染防止対策について	事業に参加する宿泊施設では、感染防止対策に取り組んでいただき、「くまもと感染防止取組宣言」を行っております。ただし、施設自ら感染症防止対策に取り組むことを表明いただいた施設であり、県が取り組みを確認して認定した施設ではございません。
49	各旅行者及び施設が宣言した内容に取り組んでいない場合は何かペナルティーがあるのか	当該宣言は、各旅行者及び施設が自ら取り組むことを表明したものであり、強制力があるものではなく、県として何らかのペナルティーを科すことは予定しておりません。
50	取消料(キャンセル料)は助成の対象か	キャンセル料は助成金の対象となりません。
51	市町村が行っている宿泊キャンペーンとの併用はできるか	県内の市町村が独自で行っているキャンペーンについては、各自治体が併用を認めている場合に限り、本事業との併用は可能です。また、各市町村で制度内容・ルールが異なりますので、助成金額が変わる場合がございます。併せてご確認下さい。
52	QUOカード付パックは対象か	QUOカードは対象外です。現金および換金できる金券類(QUOカード等のプリペイドカードやビール券、おこめ券、旅行券、商品券等)は対象外です。